



あいち防災キャラクター  
防災ナマズン

# 2025年度愛知県自主防災組織リーダー研修会 実施報告書

一般財団法人日本防火・防災協会  
愛知県

## 目 次

1	2025 年度愛知県自主防災組織リーダー研修会実施要綱	… 1
2	参加者アンケート	… 2
4	研修概要	… 10
5	研修資料	… 12

## 2025年度愛知県自主防災組織リーダー研修会実施要綱

### 1 目的

地域の防災リーダーに対し、主として自主防災組織の活性化を目的とした研修を行い、研修の成果を各地区の自主防災組織の活動へ反映させることにより、地域防災力の向上を図る。

### 2 主催

一般財団法人日本防火・防災協会、愛知県

### 3 後援

総務省消防庁

### 4 日程及び会場

2025年12月22日（月）午前9時30分～午後4時10分まで

ウインクあいち 9階 会議室 907（名古屋市中村区名駅4丁目4-38）

### 5 参加対象者・人数

- ・現に自主防災組織の指導的立場にある者、若しくはその補佐的立場にある者、又は今後自主防災組織を結成しようとする団体の構成員であること。
- ・各市町村から推薦された者（定員54名）

### 6 研修内容

日程	所要時間	講義名	講師
9:30～9:40	0:10	会場受付	
9:40～9:45	0:05	挨拶	愛知県防災安全局防災部防災危機管理課 担当課長 加藤 潔志
9:45～10:15	0:30	講義 「本県の自主防災組織について」	愛知県防災安全局防災部防災危機管理課
10:15～11:45	1:30	講義 「自主防災組織の背景と役割について」	三重大学大学院 工学研究科 教授 川口 淳
11:45～13:00	1:15	昼休憩	
13:00～16:00	3:00	講義及びワークショップ 「避難所の実態について ～能登半島地震を踏まえて～」	認定特定非営利活動法人 レスキューストックヤード 代表理事 栗田 暢之 事務局スタッフ 森本 佳奈
16:00～16:10	0:10	事務連絡	

### 7 受講費用

無料（会場までの交通費及び昼食費は各自負担）



# 自主防災組織 リーダー研修会 参加者アンケート

今後の参考とさせていただきたいため、  
アンケートにご協力をお願いします。

\* 必須

1. あなたの年齢を教えてください。\*

- 10歳未満
- 10代
- 20代
- 30代
- 40代
- 50代
- 60代
- 70代
- 80歳以上

2. カリキュラム＜講義「本県の自主防災組織について」＞

\*

- 大変役に立った
- やや役に立った
- ふつう
- あまり役に立たなかった

3. カリキュラム＜講義「自主防災組織の背景と役割について」＞

\* \*

- 大変役に立った
- やや役に立った
- ふつう
- あまり役に立たなかった

4. カリキュラム＜講義及びワークショップ「避難所の実態について～能登半島地震をふまえて～」＞

\*

- 大変役に立った
- やや役に立った
- ふつう
- あまり役に立たなかった

5. 防災・減災について、所属する自主防災組織等において、今後指導していきたい項目を教えてください（複数回答可）。\*

- 建物の耐震化
- 家具・家電等の固定
- 非常持出袋の準備
- 避難場所の確認
- 家族との連絡方法の確認
- ハザードマップの確認
- 食料・飲料水の備蓄
- 防災訓練の実施
- 簡易トイレ・携帯トイレの備蓄
- その他
- その他

6. 貴団体における自主防災組織運営上の課題がありましたら、御記入ください。

7. 本研修について、印象に残ったカリキュラム、御意見、御感想などございましたら、御記入ください。

アンケートは以上です。  
ご協力いただき誠にありがとうございました。

\* 送信ボタンを忘れずにお押しください。

---

このコンテンツは Microsoft によって作成または承認されたものではありません。送信したデータはフォームの所有者に送信されます。

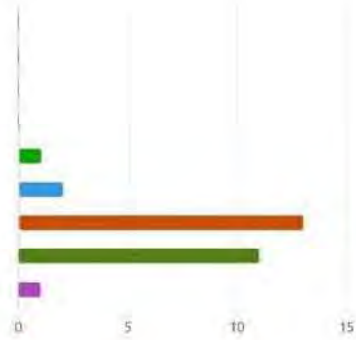
 Microsoft Forms

応答の概要 アクティブ

応答 <b>28</b>	平均時間 <b>13:41</b>	期間 <b>8</b> 日
-----------------	----------------------	------------------

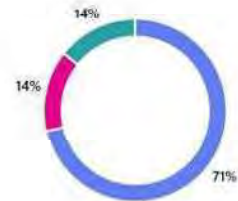
1. あなたの年齢を教えてください。

● 10歳未満	0
● 10代	0
● 20代	0
● 30代	0
● 40代	1
● 50代	2
● 60代	13
● 70代	11
● 80歳以上	1



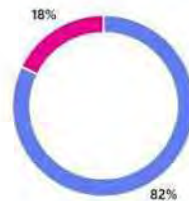
2. カリキュラム < 講義「本島の自主防災組織について」>

● 大変役に立った	20
● やや役に立った	4
● ふつう	4
● あまり役に立たなかった	0



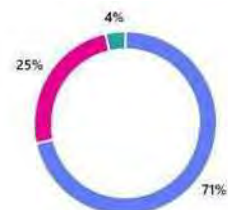
3. カリキュラム < 講義「自主防災組織の背景と役割について」>

● 大変役に立った	23
● やや役に立った	5
● ふつう	0
● あまり役に立たなかった	0

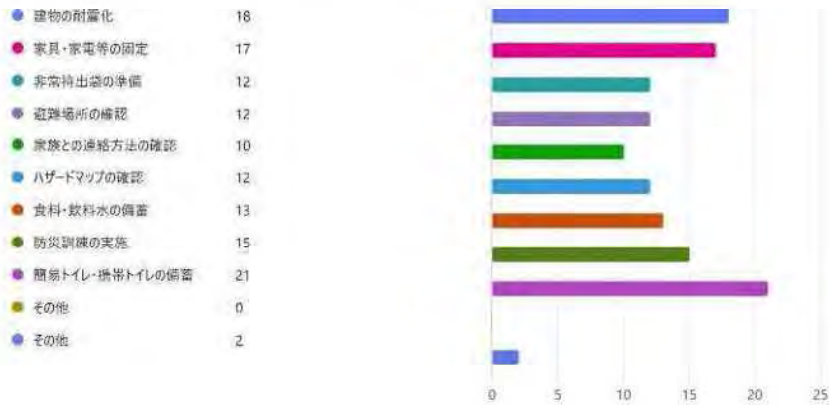


4. カリキュラム < 講義及びワークショップ「避難所の実態について～能登半島地震をふまえて～」>

● 大変役に立った	20
● やや役に立った	7
● ふつう	1
● あまり役に立たなかった	0



5. 防災・減災について、所属する自主防災組織等において、今後指導していきたい項目を教えてください（複数回答可）。



6. 貴団体における自主防災組織運営上の課題がありましたら、御記入ください。

24  
応答

最新の回答  
 “評価基準が無く、あるべき姿が見えない為、推進への力加減に迷いが生じる。”  
 “校区防災会と各町自主防災会との関係性がほとんどないこと”  
 “女性防災委員がないこと”  
 ...

5回答者 (21%) この質問に 高齢化回答しました。

評価基準 校区防災会 各町自主防災会 経験 あるべき姿  
 関係性 防災会 高齡化 委員 防災訓練  
 今年度 校区参加者 迷い参加率 力加減 女性 推進  
 人数

7. 本研修について、印象に残ったカリキュラム、御意見、御感想などございましたら、御記入ください。

24  
応答

最新の回答  
 “ワークショップでの課題を通して防災リーダーに必要な資質や役割を考えることが出来ました...”  
 “初参加でしたが、豊橋市始め東三河の参加者がおらず、開催場所の変更をお願いし...”  
 “ワークショップが楽しかった”  
 ...

4回答者 (17%) この質問に 役割回答しました。

課題 ワークショップ マニュアル 脱却 豊橋市始め東三河  
 自主防災組織 グループ 役割 川口先生 トイレ  
 避難所 講義 変更 防災計画 開催場所 参加者 背景 交流 時間  
 ワークショップ

## 研修概要

### ① 講義「本県の自主防災組織について」

講師：愛知県防災安全局防災部防災危機管理課 岩田 峻平

基礎知識の習得を目的として、自主防災組織と地区防災計画について、まず概要を説明しました。その上で、県内における現状と課題（組織率の低下、担い手不足など）を紹介しました。さらに、こうした課題に対応するための国の施策（消防庁による自主防災組織等活性化推進事業、内閣府による地区防災計画モデル事業や素案作成支援）に加え、本県での取組（研修会や防災・減災カレッジの開催、愛知県防災貢献団体表彰）についても解説しました。



### ② 講義「自主防災組織の背景と役割について」

講義：三重大学大学院 工学研究科 教授 川口 淳

冒頭ではクイズを出題し、受講者の興味を引いたうえで、カムチャツカ半島地震に伴う遠地津波や令和6年能登半島地震の特徴と課題について、具体的な事例を交えて講義いただきました。続いて、国の防災対策や自主防災組織が抱える課題についても、分かりやすい事例を示しながら解説いただきました。さらに、南海トラフ巨大地震への備えとして、地域防災の鍵となる「防災・減災文化の醸成」の重要性を強調し、今後の方向性について示していただきました。



### ③ 講義及びワークショップ

「避難所の実態について～能登半島地震を踏まえて～」

講師：認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード

代表理事 栗田 暢之

事務局スタッフ 森本 佳奈

講義では、実際の避難所の様子について、写真や動画を用いて視覚的に分かりやすく説明いただきました。続いて、令和6年能登半島地震の避難所で明らかになった課題を踏まえ、避難生活における環境改善の重要性と、自主防災組織としてどのような支援が求められるかについて解説いただきました。さらに、災害時の対応を「応急対応（緊急期）」と「復旧・復興」という2つのフェーズに分け、それぞれの段階でいのちを守るために何が必要かを考えさせられました。



ワークショップでは、「足の悪い高齢の男性」と「リウマチをもつ女性」という2つの事例の再現動画を聴講して、グループで話し合うテーマを決定しました。その後、被災者の心情、課題、支援可能な内容、協力が必要な内容について、個人で考えた上で、グループで話し合いました。最後は、全体共有として、各グループで発表を行いました。



## 防災・減災備L診断Webサイト

- 本日はご参加いただきまして、ありがとうございます！
- 開始時間まで、もうしばらくお待ちください。

愛知県では、「防災・減災備L診断 Webサイト」を作成しました。

あなたの防災対策が診断できますので、アクセスしてみてください！



あいち防災キャラクター  
防災ナマズン



1

## 本県の自主防災組織等について



あいち防災キャラクター  
防災ナマズン

2025年愛知県自主防災組織リーダー研修会  
2025年12月22日（月）9時45分～10時15分  
愛知県防災安全局防災部防災危機管理課

2

10

## 自主防災組織の活動

### 【解説】「隣保協同の精神」と自主防災組織

隣保協同の精神とは、「となり近所の家々や人々が役割を分担しながら、力・心を合わせて助け合う」ことをいう。

隣保・・・となり近所の家々や人々との日常的なつながり

協同・・・役割を分担しながら、力・心を合わせて事にあたること

自主防災組織は、災害に対して地域・近隣で協力しあえる組織として、隣保協同の精神に基づく活動がまめられているのである。

消防庁「自主防災組織の手引き」

5

## 自主防災組織の活動

- 平常時
  - ・ 防災知識の普及
  - ・ 地域の災害危険箇所の把握
  - ・ 防災訓練の実施
  - ・ 火気使用設備器具等の点検
  - ・ 防災資機材の備蓄と整理・点検
- 災害発生時
  - ・ 災害情報の収集、住民への迅速な伝達
  - ・ 出火防止と初期消火
  - ・ 避難誘導
  - ・ 被災住民の救出・救護
  - ・ 給食・給水



消防庁「自主防災組織について」

6

12

## 本日の内容

- 自主防災組織について
- 地区防災計画について
- 自主防災組織と地区防災計画の現状
- 自主防災組織と地区防災計画の課題
- 国、愛知県の取組



あいち防災キャラクター  
防災ナマズン

3

## 自主防災組織とは

災害対策基本法第5条2において規定されている、地域住民の共助による自発的な防災組織である。略称は自主防。

### 災害対策基本法

（基本理念）第二条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自らの防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

（市町村の責務）第五条2

市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない

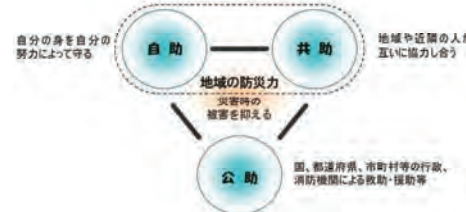
4

11

## 自助・共助・公助とは

図1-3 自助・共助・公助

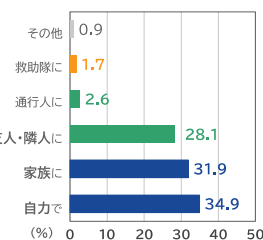
消防庁「自主防災組織の手引き」



「自助」「共助」「公助」が有機的につながることで、被害の軽減を図ることができる

7

## 【事例】被災地における対応の実態(救助活動)



災害時(特に直後)は「公助」が間に合わない



直後は「自助」と「共助」で守り抜く必要

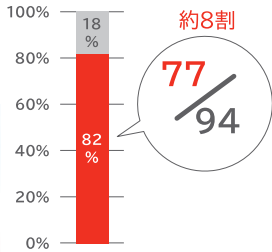
参考：日本火災学会「1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書（1996）」

8

13

## 【事例】被災地における対応の実態(消火活動)

阪神・淡路大震災時に、神戸市内で、調査した94か所の火災現場のうち、約8割の77か所で市民消火活動が展開された



- 長田区西代市場火災  
自治会リーダーの呼びかけで200人以上のパケツリレー  
倒壊家屋を動かし延焼防止
- 東灘区御影西町火災  
子どもを含む約300人がパケツリレー
- 長田区東尻池町火災  
近隣企業からポンプ、ホースなどの提供を受けて活用

## 自主防災組織の状況(愛知県)

- 愛知県の自主防災組織の組織率(2024年4月1日現在)  
54市町村に9,896団体、組織率は95.1% 全国第10位

2024年度			2023年度		
順位	都道府県名	組織率(%)	順位	都道府県名	組織率(%)
1(一)	兵庫県	98.4	1(一)	兵庫県	97.6
2(一)	香川県	97.4	2(一)	高知県	97.3
3(一)	石川県	97.3	3(一)	香川県	97.2
3(一)	高知県	97.3	3(一)	石川県	97.2
5(一)	和歌山県	96.9	5(一)	大分県	97.0
6(一)	大分県	96.4	6(一)	和歌山県	96.8
7(一)	福岡県	95.7	7(一)	山口県	96.0
8(一)	長野県	95.5	8(一)	福岡県	95.4
9(一)	徳島県	95.3	9(一)	愛知県	95.2
10(一)	愛知県	95.1	10(一)	徳島県	94.8

## 自助・共助の重要性

災害時(特に直後)は、「公助」の活動には限界がある

### ▶ 公助の限界

大規模広域災害の発災時には・・・

- 行政が**全ての被災者を迅速に支援することが難しい**
- 行政自身が被災して機能が麻痺**するような場合がある



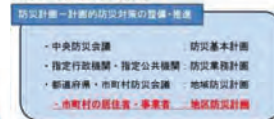
「自助」と「共助」の力を発揮することが重要

▶ 参考: 内閣府「平成26年版 防災白書」

## 地区防災計画とは

平成25年の災害対策基本法改正において、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者(地区居住者等)が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設。

図表1 防災計画の全体像



内閣府「地区防災計画ガイドライン」

図表2 地区防災計画制度の全体像のイメージ



## 【事例】実際の災害時における共助

### ■ 地域ぐるみでの避難体制(東広島市黒瀬町洋国団地:広島県)

- 平成30年7月豪雨で土石流による被害を受けたが、**住民で支え合って事前に避難したため、死者やけが人がゼロだった。**
- 要配慮者を含む7名が避難準備の発令前に自主的に避難した。この時、自治会で事前に決めていた要配慮者を支援する担当者が避難の補助をした。
- 平成26年の災害を受け、防災に関する取組をはじめ、緊急告知ラジオの設置や民生委員等による高齢者・障害者の避難を支援する担当を事前に決めていた。



## 地区防災計画の特徴

- 特徴①地域コミュニティ主体のボトムアップ型の計画
- 特徴②地区の特性に応じた計画
- 特徴③継続的に地域防災力を向上させる計画



内閣府「地区防災計画ガイドライン」

## 自主防災組織の状況(全国)

- H26 組織数156,840 活動カバー率80.0%
- R5 組織数167,233 活動カバー率85.4%



## 地区防災計画の策定状況

表第1-5-1 地域防災計画に定められた地区防災計画数(令和6年4月1日現在)

地域防災計画に定められた地区防災計画数(令和6年4月1日現在)

都道府県	地区防災計画数	地区防災計画数(千)	地区防災計画数(千)	地区防災計画数(千)	地区防災計画数(千)
北海道	1	0.001	0.001	0.001	0.001
青森県	0	0.000	0.000	0.000	0.000
岩手県	0	0.000	0.000	0.000	0.000
宮城県	0	0.000	0.000	0.000	0.000
秋田県	0	0.000	0.000	0.000	0.000
山形県	0	0.000	0.000	0.000	0.000
福島県	0	0.000	0.000	0.000	0.000
茨城県	0	0.000	0.000	0.000	0.000
栃木県	0	0.000	0.000	0.000	0.000
群馬県	0	0.000	0.000	0.000	0.000
埼玉県	0	0.000	0.000	0.000	0.000
千葉県	0	0.000	0.000	0.000	0.000
東京都	0	0.000	0.000	0.000	0.000
神奈川県	0	0.000	0.000	0.000	0.000
新潟県	0	0.000	0.000	0.000	0.000
富山県	0	0.000	0.000	0.000	0.000
石川県	0	0.000	0.000	0.000	0.000
福井県	0	0.000	0.000	0.000	0.000
山梨県	0	0.000	0.000	0.000	0.000
長野県	0	0.000	0.000	0.000	0.000
岐阜県	0	0.000	0.000	0.000	0.000
静岡県	0	0.000	0.000	0.000	0.000
愛知県	9,896	98.96	98.96	98.96	98.96
徳島県	0	0.000	0.000	0.000	0.000
香川県	0	0.000	0.000	0.000	0.000
高知県	0	0.000	0.000	0.000	0.000
佐賀県	0	0.000	0.000	0.000	0.000
大分県	0	0.000	0.000	0.000	0.000
熊本県	0	0.000	0.000	0.000	0.000
鹿児島県	0	0.000	0.000	0.000	0.000
沖縄県	0	0.000	0.000	0.000	0.000
計	9,896	98.96	98.96	98.96	98.96

内閣府「防災白書」

## 地区防災計画の策定状況

図表 1-6-2 地区防災計画の作成に向けて活動中の地区数（令和6年4月1日現在）

地区防災計画の作成に向けて活動中の地区数（令和6年4月1日現在）

※令和6年度調査、地方自治体別、7/27日現在（注）

都道府県名	市町村数	地区数	都道府県名	市町村数	地区数	都道府県名	市町村数	地区数
北海道	12	54	岩手県	14	295	新潟県	10	143
青森県	3	14	福井県	16	970	山形県	6	106
岩手県	3	18	山梨県	15	102	山梨県	5	26
宮城県	12	381	長野県	21	165	群馬県	6	19
秋田県	0	0	岐阜県	6	62	静岡県	14	55
山形県	6	124	愛知県	7	38	愛知県	9	34
福島県	23	60	香川県	14	108	滋賀県	3	42
茨城県	7	56	徳島県	14	108	滋賀県	13	172
栃木県	20	135	奈良県	9	197	徳島県	2	2
群馬県	7	85	和歌山県	6	36	兵庫県	5	85
埼玉県	12	181	大分県	17	427	熊本県	36	1,276
千葉県	7	48	高知県	12	462	大分県	1	205
東京都	11	95	鹿児島県	6	35	宮崎県	8	63
新潟県	6	153	沖縄県	5	18	鹿児島県	17	811
富山県	6	206	計	2	7	沖縄県	6	16
石川県	10	44				計	463	1,701

内閣府「防災白書」

17

## 自主防災組織の課題

- 防災活動への参加者が少ない
- リーダー等の人材育成が進んでいない
- 活動費や資機材の不足

21

## 地区防災計画の策定状況（愛知県）

単位：地区

市町村	間1	間2-1	計
	2023年度未までに市町村地域防災計画に定められた地区防災計画	2024年度新たに市町村地域防災計画に定められた地区防災計画	
名古屋市	2	1	3
瀬戸市	4	3	7
豊川市	1	0	1
西尾市	12	1	13
蒲郡市	1	0	1
犬山市	1	0	1
常滑市	1	0	1
北名古屋市	1	0	1
東浦町	4	0	4
美浜町	15	1	16
武豊町	1	0	1
幸田町	0	1	1
県計	43	7	50

2025年6月末実施  
内閣府「地区防災計画の策定状況等調査」

18

## 地区防災計画の課題

- 多様性の不足
- 計画の継続性の確保
- 地域特性の反映不足
- 行政との連携の課題
- 災害種別への対応の偏り



内閣府「特集② 地区防災計画制度施行から10年」

20

## 愛知県 2023年度 防災に関する意識調査結果

- 調査対象：愛知県内に居住する満18歳以上の県民 3,000人
- 抽出方法：層化二段無作為抽出法
- 調査方法：郵送法
- 調査期間：2023年9月25日から10月25日まで（31日間）
- 調査実施：2001年度から隔年で実施



19

## 消防庁の取組

- 自主防災組織等活性化推進事業

消防庁「自主防災組織等活性化推進事業」



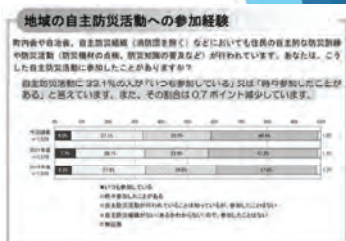
23

## 愛知県 2023年度 防災に関する意識調査結果

### ○結果概要

- 回答者：1,529人
- 回収率：51.0%

- 地域の自主防災活動に参加したことがある人の割合は33.1%であり、前回より0.7ポイント減少しました。



20

## 内閣府の取組

- 地区防災計画モデル事業報告書及び地区防災計画の素案作成支援ガイド



21

## 愛知県の取組 (愛知県自主防災組織リーダー研修会)

- ・2013年度からは、自主防災活動の活性化を図るため、(一財)日本防火・防災協会の助成金を活用し、市町村と共催して、自主防災組織リーダー研修会を実施していた。
- ・コロナ禍等により、2019年度からは開催していなかったが、2023年、2024年度、県独自で開催した。



2024年度の写真

25

## 愛知県の取組(防災・減災カレッジ)

主催：あいち防災協働社会推進協議会、あいち・なごや強靱化共創センター

【開催時期】  
6月19日～2月1日  
【募集期間】  
前期：5月12日～6月9日  
後期：5月12日～9月13日  
【受講対象者】  
どなたでも受講可能

【プログラム】



県民一人ひとりの防災意識を高め、「自助」、「共助」の取組を推進する防災人材を育成する取組

26

22

## 巨大災害に備える

～自主防災の背景と役割について～

2025年度 愛知県 自主防災リーダー研修  
2025年12月22日(月)@ウィング愛知会議室907

三重大学大学院工学研究科/地域圏防災・減災研究センター  
三重県・三重大学 みえ防災・減災センター  
川口 淳

MIE UNIVERSITY

midimic

## カムチャツカ半島地震と 遠地津波

MIE UNIVERSITY

24

## 愛知県の取組 (愛知県防災貢献団体表彰)

市町村	団体名 (自主防災組織)	主な活動(功績概要)
豊橋市	旭校区防災会 連絡協議会	最寄りの公立小学校だけでは避難所が足りないことから、私立の花女子高校に協力いただき、同校の体育館などの施設を災害時の地域の活動拠点と考え、自分たちでお主体的な活動を展開している。 毎年行う防災訓練においては、実際に避難所が開設された場合を想定し、避難施設の即断点の洗い出しを目的とした進歩的な取り組みを行っている。
美浜町	奥田北地区民 自主防災交流会	家族で参加できる防災訓練、「さあ！みんなであげ合おう！」の企画・運営を実施している。会員が、保育園・小学校・公園等にて防災訓練の開催の呼びかけを行うことで、幅広い年齢層の参加に繋がっている。
津島市	特定非営利活動法 人防災津島の会	みずから守るプログラムの実施や、市内における防災学習講座の開催など地域住民の防災意識の向上に寄与している。



2025年度の写真

27

## まとめ

- ・巨大災害に備えるには「自主防災」「地区防災」が不可欠
- ・自主防災組織の役割：
  - ・非常時：迅速かつ細やかな対応
  - ・平常時：支え合いと安心できる地域づくり
- ・災害リスク増大・少子高齢化に対応するための強化が必要
- ・期待される活動：
  - ・耐震化や火災防止などの予防活動
  - ・避難誘導・安否確認・避難所運営
  - ・要支援者支援



28

23

## カムチャツカ半島地震

日時：2025年7月30日(水) 8:24(日本時間)

震源：カムチャツカ半島南東沖

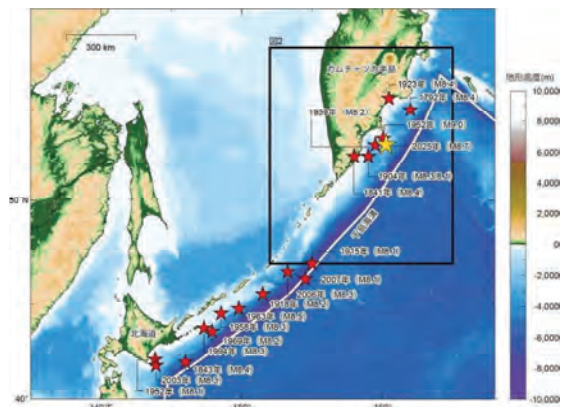
地震の規模：Mw8.8

地震の特徴：北米プレートに太平洋プレートの沈み込み部の

被害：

- ・ベトロパロフスク・カムチャツキーを中心に被害
- ・少なくとも数人が負傷、停電が発生
- ・太平洋沿岸各地に津波が伝播

MIE UNIVERSITY



産総研 地質調査総合センター

25

1900年以降に発生した地震の規模の大きなもの上位10位

(令和7年3月26日現在)

順位	日時(日本時間)	発生場所	マグニチュード(Mw)
1	1960年5月23日	チリ	9.5
2	1964年3月28日	アラスカ湾	9.2
3	2004年12月26日	インドネシア、スマトラ島北部西方沖	9.1
4	2011年3月11日	日本、三陸沖 「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」	9.0
	1952年11月5日	カムチャッカ半島	9.0
6	2010年2月27日	チリ、マウリ沖	8.8
	1906年2月1日	エウアドル沖	8.8
8	1965年2月4日	アラスカ、アリューシャン列島	8.7
9	1950年8月16日	チベット、アッサム	8.6
	2012年4月11日	インドネシア、スマトラ島北部西方沖	8.6
	2005年3月29日	インドネシア、スマトラ島北部	8.6
	1957年3月10日	アラスカ、アリューシャン列島	8.6
	1946年4月1日	アラスカ、アリューシャン列島	8.6

※Mw:モーメントマグニチュード

※平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震のマグニチュード(Mw)は気象庁による



## 津波注意報・警報

- 8:24 地震発生
- 8:37 マグニチュード8.0と判断  
沿岸に「津波注意報」発表
- 9:40 マグニチュードを8.7に修正  
北海道～和歌山県の太平洋沿岸に「津波警報」発表
- 18:30 「津波警報」→「津波注意報」  
「津波注意報」は継続
- 31日(木) 16:30 「津波注意報」解除



## 発生した課題

### 避難所が開設されなかった:

行政は津波警報では(南海トラフ地震を想定しているため)避難所の開設がされないルールが多い。

### 学校に避難者があった:

津波警報・避難指示をうけて住民が学校に避難し、一定時間とどまった。

### 市役所のサポートがなかった:

避難所解説を伴っていないので市からの職員派遣がなく、避難者の対応は学校の負担になった。

### 警報継続中であるのに避難者が帰宅してしまった:

警報は夕方まで継続していたが、避難者が帰宅するケースが多かった。



## 遠地津波の特徴

### 揺れない事:

震源から遠いため、日本では揺れを感じないことが多い。

### 到達までの時間的余裕がある事:

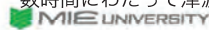
発生から到達するまでに時間がかかるので、避難する時間的な余裕がある。

### 長周期の津波になる事:

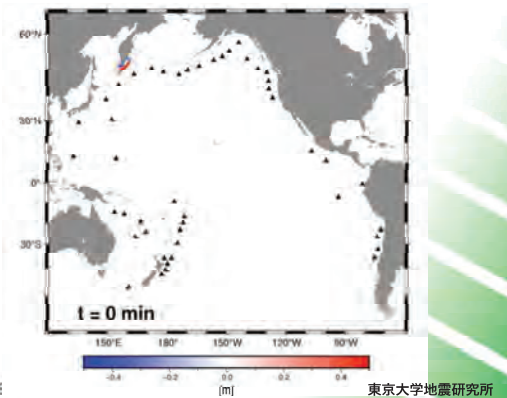
近地津波に比べて周期が長く、波の数は少ないものの、一波あたりの破壊力が大きい。

### 長時間継続する事:

数時間にわたって津波が押し寄せる。



### Tsunami Height

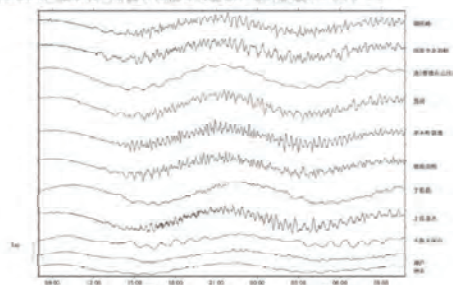


東京大学地震研究所

令和2年7月30日(04時25分頃)の能登半島沖地震による津波(第4報)

### 津波波形図

- ・現在右引き紙で津波が観測されています。
- ・津波が満潮と重なると潮位が現在より上昇する可能性があります。



気象庁

## 令和6年能登半島地震

日時: 令和6年1月1日 16:10

震源: 石川県能登地方(深さ16km)

地震規模: マグニチュード7.6

最大震度: 7(志賀町, 輪島市)

津波: 直後に津波発生・浸水

人的被害: 死者**672人(直接死228人)**, 重軽傷者 1,394人

住家被害: 全壊6,536棟, 半壊23,693棟

最大避難者(1月2日): 423箇所・40,688人

その他: 多数の土砂災害・孤立集落の発生



2025年10月末現在

## 能登半島地震の被害の特徴

1. 建物被害
2. 土砂・地盤災害
3. 津波浸水
4. 風雨雪被害



## 住宅被害の影響

1. 直接死者
2. 避難者数の増加
3. 道路啓開箇所が増加
4. 被害認定数の増加
5. 必要仮設住宅の増加

## 能登半島地震における建物被害の原因

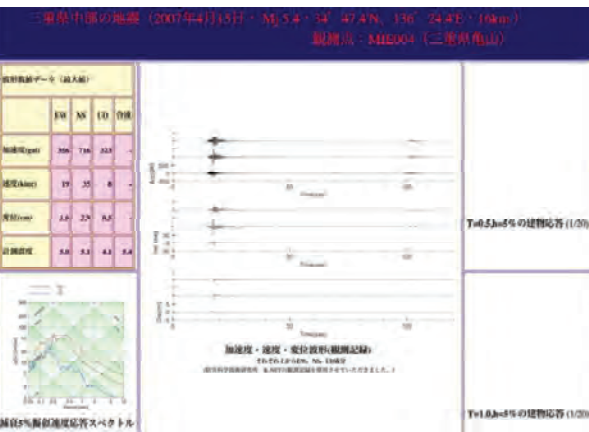
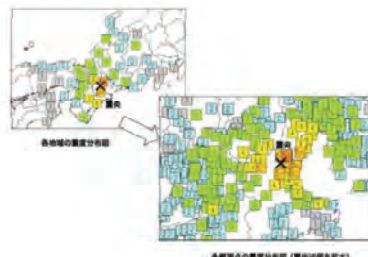
1. 耐震性能の不足（耐震基準の違い）
2. キラーパルス
3. 度重なる地震による性能低下
4. 地盤の破壊

2007年4月15日12時19分ごろの三重県中部の地震について

### 三重県亀山市で震度5強

4月15日12時19分ごろ、三重県中部の深さ10kmで、マグニチュード00.3.4（暫定値）の地震がありました。この地震により、三重県亀山市で震度5強、三重県鈴鹿市、津市、伊賀市で震度4強を記録しました。震央は三重県亀山市中心部、伊賀市・津市の間にあり、伊賀市の津市にかけて震度4以上を記録しました。この地震による津波の高さはありません。この地震の震源機構は、北東-南西方向に圧縮力を持つ逆断層型で発した地震です。13時30分現在、震度4以上を観測した震度は1箇所です。

なお、三重県で震度5強以上を観測したのは、2004年9月5日に発生した三重県東部の地震（M2.9）で、三重県中部などで震度5強を記録していません。



## 耐震基準の変遷

### 1924年 市街地建築物法改正

筋交いなどの耐震基準が盛り込まれる。

### 1950年 建築基準法（旧耐震）

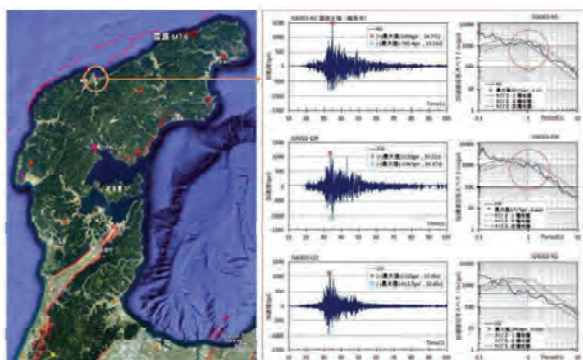
筋交い・耐震壁の規定が強化

### 1981年 建築基準法改正（新耐震）

壁量の見直し、合板等の面材の壁の追加

### 2000年 建築基準法改正（改正新耐震）

地盤調査の義務化、接合金物の義務化、壁のバランス規定の導入



長尺NET 能登 (158003) の加速度応答スペクトル (10%減衰) では、キラーパルスに該当する周長1秒~2秒付近の加速度応答値が大きく100gal以上。

## 能登半島地震の被害の特徴

1. 建物被害
2. 土砂・地盤災害
3. 津波浸水
4. 風雨雪被害

## 土砂・地盤災害の影響

1. 孤立地区・救助困難地区の多発
2. 上下水の中長期停止
3. 建物の倒壊・被害

# この地域へのフィードバック

1. 徹底した耐震化対策
  - ・正しい被害見積と正しい補助制度
2. 重要施設（建物、地中埋設物）の液状化対策
3. 孤立集落対策
  - ・正しい孤立の見積、適切な対策の検討
4. 津波対策
  - ・避難施設・経路整備+徹底した避難計画など
5. 広域応援

# 我が国の防災対策の転機

1959年 台風第15号（伊勢湾台風）

災害対策基本法制定

1995年 阪神・淡路大震災

2011年 東日本大震災

## 防災基本計画の構成 Structure of Basic Disaster Management Plan



## 防災体制の概要 Outline of the Disaster Management System



## 伊勢湾台風を契機とした災害対策基本法の制定（昭和36年）

**わが国の国土の条件と時代背景**

- わが国の国土の条件：実用化しやすい自然の備
  - 南北に長く続く日本列島は、夏から秋にかけて南方海上で発生する台風の影響に当たり、毎年被害が発生
  - わが国は、山が多く平野が少ない、河川の機能が乏しいため、大雨が降れば容易に水害が発生
  - 太平洋プレートと北緯の上を移動するため、過去幾多にわたる大地震が頻りに発生
- 時代背景：戦争による復興
  - 戦中・戦中の山崩れ、戦後の土壌による大規模な地盤の崩壊

**伊勢湾台風の特徴と教訓**

- 災害の特徴
  - 自然災害、コース等の自然条件も影響があったが、被害の範囲に及ぼした原因は、人的な原因、物的被害が主
- 被害の規模
  - 死者・4,000人以上
  - 行方不明者：401人
  - 被害者：7,200人以上

**大規模災害時対応の体制未整備、防災に関する統一制の不在**

政府における大規模災害時対応に係る体制が主眼であり、また、災害関係の法律も一貫しておらず、事後的な行政の中心にバラバラに置かれており、責任の所在も不明確で、緊急時対応の迅速な対応が困難であった。

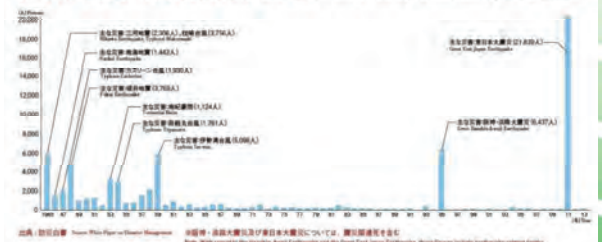
**災害対策基本法の制定**

- 国、地方公共団体、公共機関等の統一かつ計画的な防災体制の整備を図るため、災害対策の根拠となる法律を制定
- 法に基づいて中核的防災組織の設置、防災に関する総合的かつ長期的な計画である「基本計画」の作成

## 主な災害対策関係法律の種類別整理表

類型	災害基本法	平時	応急	復旧・復興
地震	大規模地震対策特別措置法 地震対策の推進に関する法律	地震対策特別措置法 地震対策特別措置法 地震対策特別措置法 地震対策特別措置法 地震対策特別措置法	災害救助法 災害救助法 災害救助法	＜地震から発生する被害＞ ●震災復興法 ●震災復興特別措置法 ●震災復興特別措置法 ●震災復興特別措置法 ●震災復興特別措置法
		地震対策特別措置法 地震対策特別措置法 地震対策特別措置法 地震対策特別措置法 地震対策特別措置法	震災復興特別措置法 震災復興特別措置法 震災復興特別措置法 震災復興特別措置法 震災復興特別措置法	●震災復興特別措置法 ●震災復興特別措置法 ●震災復興特別措置法 ●震災復興特別措置法 ●震災復興特別措置法
津波	津波対策特別措置法	津波対策特別措置法	津波対策特別措置法	津波対策特別措置法
火山	活火山対策特別措置法	活火山対策特別措置法	活火山対策特別措置法	活火山対策特別措置法
風水害	河川法	河川法	河川法	河川法
地滑り	地滑り対策特別措置法	地滑り対策特別措置法	地滑り対策特別措置法	地滑り対策特別措置法
崖崩れ	崖崩れ対策特別措置法	崖崩れ対策特別措置法	崖崩れ対策特別措置法	崖崩れ対策特別措置法
土石流	土石流対策特別措置法	土石流対策特別措置法	土石流対策特別措置法	土石流対策特別措置法
豪雪	豪雪対策特別措置法	豪雪対策特別措置法	豪雪対策特別措置法	豪雪対策特別措置法
原子力	原子力災害対策特別措置法	原子力災害対策特別措置法	原子力災害対策特別措置法	原子力災害対策特別措置法

## 自然災害による死者・行方不明者数の推移 The Number of Deaths and Missing Persons Caused by Natural Disasters



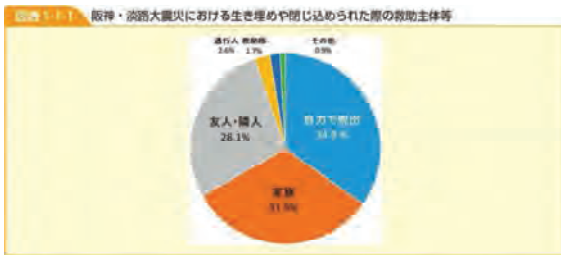
出典：国土交通省「国土強靱化基本計画」作成。資料：国土交通省「国土強靱化基本計画」作成。資料：国土交通省「国土強靱化基本計画」作成。

# 阪神・淡路大震災

建物倒壊・家具の転倒  
 地域住民による救出・救助活動, 避難所運営  
 民間ボランティアの活躍



H8災害対策基本法の改正  
 ・自主防災組織の推進 (自主防災1.0)  
 ・災害ボランティアの明記



出典：(社)日本火災学会〔1996〕「1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」より内閣府作成

# 災害対策基本法 (抜粋)

(市町村の責務)

第5条

(中略)

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織(第8条第2項において「自主防災組織」という。)の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

(中略)

(住民等の責務)

第7条

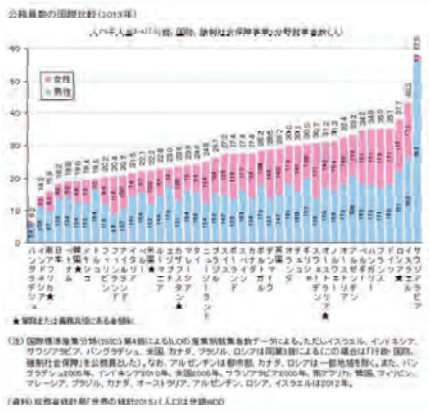
(中略)

2 前項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。

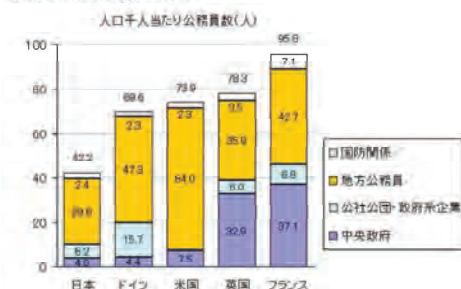
# 自主防災組織の意義と役割

・自主防災組織は、「自分達の地域は自分達で守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を防止し、軽減するため、実際に災害活動を行う組織である。また地域において「共助」の中核をなす組織であるため、自治会等地域で生活環境を共有している住民等により、地域の主体的な活動として結成・運営されることが望ましい。

※総務省「自主防災組織の手引き」H29.3



## 公務員数の国際比較(その2)



(注) 2004~05年データ。英国はフルタイム換算職員数。国公立学校・病院、郵政公社職員を含む。地方公務員には地方自治体出資の公社・公営企業職員を含む。  
 (資料) (株)野村総合研究所「公務員数の国際比較に関する調査報告書」(2005.11)



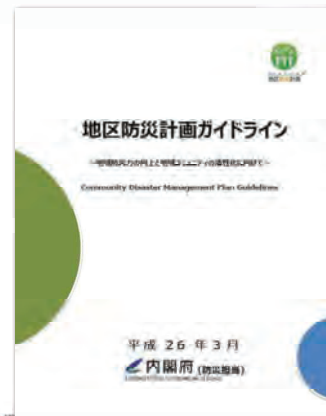
# 東日本大震災

甚大な津波被害  
 要配慮者への被害の集中  
 新興住宅地と在来地区, 防災教育と津波の教訓



H25災害対策基本法の改正

- ・南海トラフ巨大地震
- ・災害に強いまちづくり (国土強靱化, 立地適正化)
- ・地区防災計画 (自主防災2.0)
- ・災害時要配慮者対策 (避難行動要支援者)



## 地区防災計画ガイドラインについて

- 1 地区防災計画ガイドライン
 

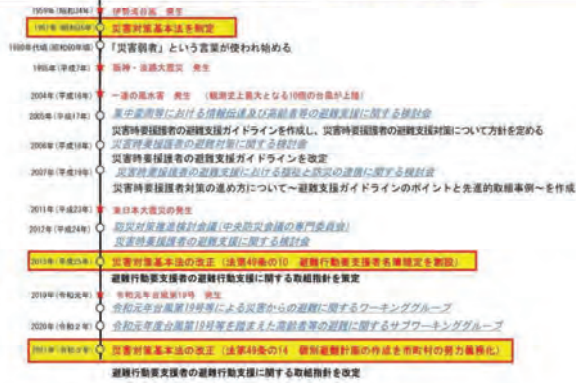
平成29年の災害対策基本法では、地域コミュニティにおける活動による防災活動を推進するため、市町村内の一定の地区の現住者及び事業者（地区現住者等）の共同での防災活動に関する地区防災計画（法第14条第1項）及び、そのガイドライン（法第15条）の制定を促している。
- 2 ガイドラインの活用方法等
 

本ガイドラインでは、①概要や全体像を把握し、②目的、レベル、地区の特性等に照らし、必要な部分を参照し、地域コミュニティの課題と課題について検討を行い、③地区防災計画を作成するとともに、計画に添った活動を実施することが重要。
- 3 ガイドラインの活用場面
 

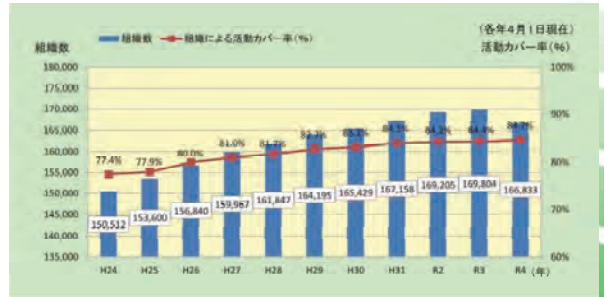
第1章 制定の概要
 
  - 1 制定の目的
  - 2 制定の趣意
  - 3 制定の趣意
 第2章 計画の基本的考え方
 
  - 1 地域コミュニティ主体のボトムアップ型の計画
  - 2 地区の特性に応じた計画
  - 3 継続的に地域防災力向上を図る計画
 第3章 計画の内容
 
  - 1 地区の特性に応じて、自由な内容で計画を作成。平常時、防災前、災害時、復旧・復興等の各段階の防災活動を整理し、専門家、消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携が重要。
 第4章 計画の実施の手続き
 
  - 1 地区防災計画を策定する方法は、①市町村防災委員が、地区現住者等の意見を踏まえ策定する方法、②地区現住者等が、計画の策定を作成して、計画作成を行い、それを認めて策定する方法がある。
 第5章 策定と検証
 
  - 1 策定時に策定について防災活動を推進できるような、復旧期に実施を行うことが重要。また、訓練結果の検証を行い、活動を改善するとともに、POCAシステムによって、定期的に計画の見直しを行うことが望まれる。



## 避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度的な流れ



## 自主防災人口カバー率



## 自主防災活動の課題

- 活動の地域格差
- リーダーの人材不足
- リーダーと住民の温度差
- 活動のマンネリ化
- 活動資金不足



## 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針

災害対策基本法の一部改正により、市町村（特別区を含む。）には、避難所における良好な生活環境を確保し、被災者の避難生活に対するきめ細やかな支援を実施することが求められるが、その取組に当たっては、必要となるよう、市町村を対象に、生活環境の確保に関する事項を指針として示したものを、

### 【ポイント】

○ 本指針は、「第1 平常時における対応」、「第2 発生後における対応」に分けた2部構成としているが、いずれも平常時より十分に確認していただき、都道府県や関係機関等とも十分連携しながら、必要な対応を取っていただきたい。

#### 第1 平常時における対応

1. 避難所の組織体制と応務体制の整備
2. 避難所の指定
3. 指定避難所等の周知
4. 避難所における備蓄等

#### 第2 発生後における対応

1. 避難所の調査と機能整備
2. 避難所リスト及び避難者名簿の作成
3. 避難所の運営主体
4. 福祉避難所の管理・運営

5. 食料アレルギーの防止等の資料や食事に関する配慮
6. 被災者への情報提供
7. 相談窓口
8. 在宅避難



## 自主防災の心得

- 自助を心がけること
- 自助を周りに伝えること
- いざというときに自分は助かって周りを気にかけること



## 地区防災計画の動向

調査も！ 地域防災計画に定められた地区防災計画の状況について（令和3年4月1日現在）

◆地域防災計画に反映済み：37 新設市町、140 市町村計、2,030 地区  
（20年までに策定された計画：17 市町村）

避難者対策、市町村計  
（第34回調査の集計値  
 (H24.4)集計)

新設市町村名	市町村数	地区数	新設市町村名	市町村数	地区数	新設市町村名	市町村数	地区数
北海道	9	39	石川県	1	1	岡山県	3	3
青森県	0	0	福井県	0	0	広島県	0	0
岩手県	4	32	山梨県	5	529	山口県	1	7
宮城県	1	11	長野県	11	163	徳島県	0	0
秋田県	2	16	岐阜県	4	16	香川県	4	21
山形県	1	38	静岡県	8	23	愛媛県	4	32
福島県	2	3	愛知県	8	12	高知県	3	42
茨城県	6	82	三重県	3	14	福岡県	2	18
栃木県	4	5	滋賀県	0	0	佐賀県	0	0
群馬県	1	16	京都府	2	41	長崎県	1	9
埼玉県	6	28	大阪府	2	11	熊本県	6	158
千葉県	1	2	兵庫県	3	133	大分県	0	0
東京都	11	168	奈良県	2	5	宮崎県	1	1
神奈川県	5	284	和歌山県	0	0	鹿児島県	10	39
新潟県	3	22	鳥取県	1	4	沖縄県	0	0
富山県	1	2	島根県	0	0	合計	140	2,030

出典：内閣府資料



# 自主防災の心得

- ・ 自助を心がけること
- ・ 自助を周りに伝えること
- ・ いざというときに自分は助かって周りを気にかけること

# 自主防災活動の課題

- ・ 活動の地域格差
- ・ リーダーの人材不足
- ・ リーダーと住民の温度差
- ・ 活動のマンネリ化
- ・ 活動資金不足

# 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針

災害対策基本法の一部改正により、市町村(特別区を含む。)には、避難所における良好な生活環境を確保し、被災者の避難生活に対するきめ細やかな支援を実施することが求められるが、その取組に当たっては参考となるよう、市町村を対象に、生活環境の確保に関する事項を指針として示したものを、

### 【ポイント】

○ 本指針は、「第1 平常時における対応」、「第2 発災後における対応」に分けた2部構成としているが、いずれも平常時より十分に確認していただき、都道府県や関係機関等とも十分連携しながら、必要な対応を取っていただきたい。

### 第1 平常時における対応

1. 避難所の組織体制と応援体制の整備
2. 避難所の指定
3. 指定避難所等の通知
4. 避難所における避難誘導

### 第2 発災後における対応

1. 避難所の設置と機能整備
2. 避難所リスト及び避難者名簿の作成
3. 避難所の運営体制
4. 福祉避難所の指定・運営
5. 食料アレルギーの防止等の食料や食事に關する配慮等
6. 被災者への情報提供
7. 相談窓口
8. 在宅避難

# 南海トラフ巨大地震

## 地区防災計画ガイドラインについて

- 1 地区防災計画とは何か  
平成26年の災害対策基本法では、地域コミュニティにおける共同による防災活動を推進するため、市町村内の一地区の居住者及び事業者(地区居住者等)が行う自主的な防災活動に関する「地区防災計画制度」を創設(平成26年4月1日施行)。本ガイドラインは、地区居住者等による防災活動の促進を目的としている。
- 2 自治体の活用方法等  
本ガイドラインは、(1)概要や基本理念を整理し、(2)目的・使命、地区の特性等に応じて、必要な部分を選択し、地域コミュニティの課題と関係について検討を行い、(3)地区防災計画を作成する仕組み、(4)計画に沿った活動を実施することが重要。
- 3 ガイドラインの活用方法  
第1章 制度の概要  
第2章 計画の基本的考え方  
①地域コミュニティ支援のポムアップ型の計画  
②地区の特性に応じた計画  
③継続的に地域防災力を向上させる計画  
第3章 計画の内容  
地区の特性に応じて、自由な内容で計画を作成。平常時、発災直前、発災時、復旧・復興期の各段階の防災活動を整理し、専門家、消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携が重要。  
第4章 計画の手続き  
地区防災計画を策定する方法は、(1)地区防災協議会が、地区居住者等の意向を踏まえ策定する方法、(2)地区居住者等が、計画の策定を作成して、計画審議会を行い、それを基に策定する方法がある。  
第5章 実施と検証  
発災時に計画に沿って防災活動を実施できるように、毎年防災訓練を行うことが重要。また、訓練結果の検証を行い、活動を改善するとともに、POPAサイクルに基づき、定期的に計画の見直しを行うことが望まれる。

## 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」

災害対策基本法の一部改正により、新たに、避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への提供等の規定が設けられたことを受け、市町村を対象に、その取組に係る取組方法を指針として示したものを、

### 【ポイント】

- 取組に関する優先順位を意図し、
- 【第1部】改正法に基づき取り組む必要がある事項
- 【第2部】改正法には規定されていないもの(更なる避難行動支援のために取り組むべき事項)からなる2部構成としている。

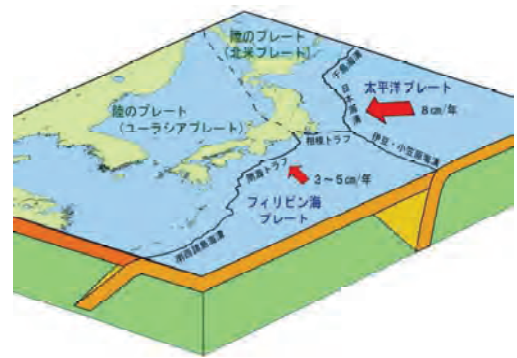
### 第1部 改正法に基づき取り組む必要がある事項

- 第1 全体計画・地域防災計画の策定
- 第2 避難行動要支援者名簿の作成等
- 第3 発災時等における避難行動要支援者の誘導

### 第2部 さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項

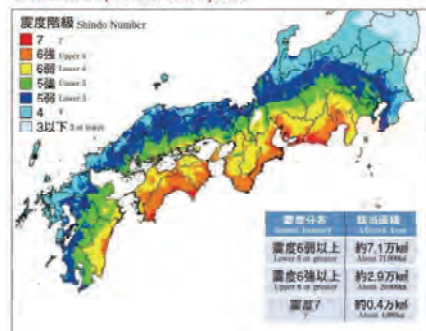
- 第4 個別計画の策定
- 第5 避難行動支援に係る地域の長官力の向上

○ 改正法のうち、避難行動要支援者名簿の作成義務付け等について規定する第49条の10から第49条の13については、平成26年4月1日より施行。改正法施行を受け、本取組指針を参考に、速やかに名簿作成等の取組をお願いたします。



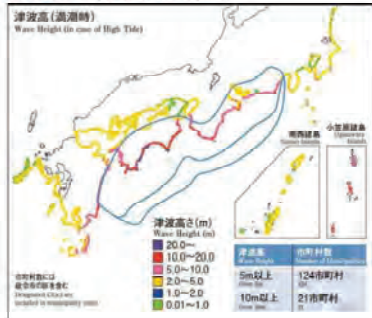
気象庁資料より

## 最大クラスの地震における震度の最大値の分布図 Distribution of Maximum Seismic Intensity (Shindo) in the event of maximum possible earthquake



内閣府資料より

### 最大クラスの地震における津波高分布 Distribution of Tsunami Wave Height in the event of maximum possible earthquake

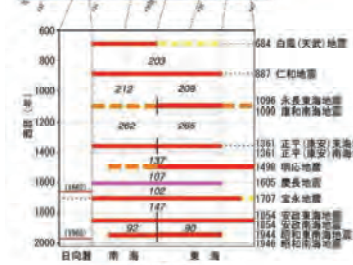
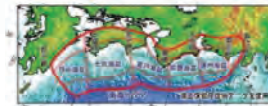


内閣府資料より

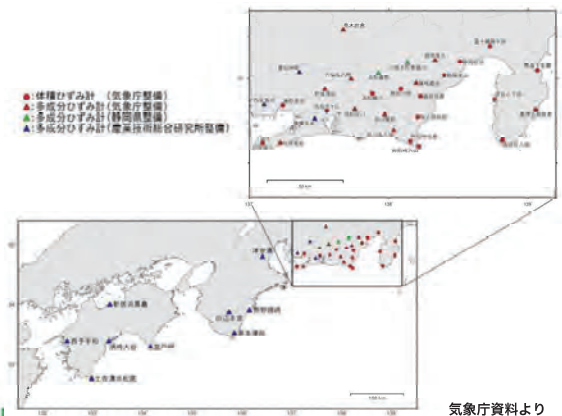
## 各地震災害の比較

	阪神・淡路大震災	東日本大震災	首都直下地震 (想定)	南海トラフ (想定)
マグニチュード	7.3	9.0	7.3	9.1
建物被害	30万棟	13万棟	85万棟	240万棟
死者・行方不明者	6437人	18457人	11000人	323,000人
経済被害	10兆円	19兆円	112兆円	220兆円

※令和6年度一般会計予算 115兆円、令和6年度実質GDP 558兆円



気象庁資料より



気象庁資料より

### 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策 Basic Policies for the Nankai Trough Earthquake Disaster Management

- 地震対策** Measures for the earthquake
  - ①建築物の耐震化 ②防災訓練 ③沿岸部・港湾の耐震化対策 ④ライフラインインフラの耐震化対策 ⑤重要施設・公共施設の耐震化対策
- 津波対策** Measures for tsunamis
  - ①津波に強い地域づくりの推進 ②安全な避難経路の確保
- 総合的な防災体制** Comprehensive Disaster Management System
  - ①防災意識の醸成 ②防災訓練 ③防災教育 ④防災文化の推進 ⑤防災意識の醸成 ⑥防災文化の推進 ⑦防災文化の推進
- 災害発生時の対応にむけての備え** Preparedness for response to the disaster
  - ①災害発生時の対応 ②災害発生時の対応 ③災害発生時の対応 ④災害発生時の対応 ⑤災害発生時の対応 ⑥災害発生時の対応 ⑦災害発生時の対応
- 被災地域内における混乱の防止** Prevention of confusion in the areas directly hit by a disaster and other areas
  - ①被災地域内における混乱の防止 ②被災地域内における混乱の防止 ③被災地域内における混乱の防止
- 様々な発生形態への対応** Measures for various mode of disaster occurrence
- 様々な地域的課題への対応** Measures for various local challenges
  - ①高齢者への対応 ②障害者への対応 ③外国人労働者への対応 ④外国人労働者への対応 ⑤外国人労働者への対応 ⑥外国人労働者への対応 ⑦外国人労働者への対応

内閣府資料より

## 南海トラフ巨大地震に対する減災目標と対策

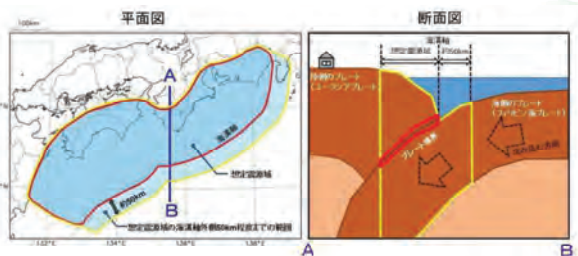
死者数：29.8万人→おおむね8割減少

建物被害：225万棟→概ね半減

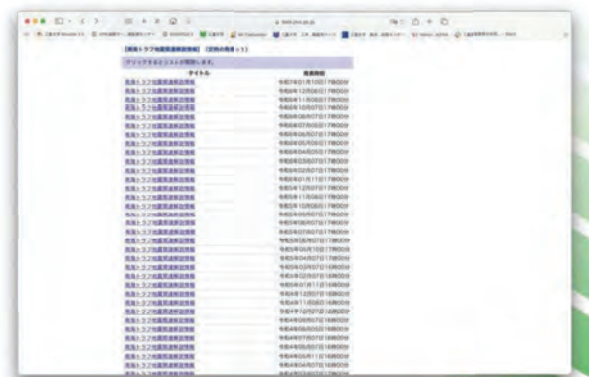
- ・社会全体における防災意識の醸成・総合的な防災体制の構築
- ・被害の絶対量を減らす取組
- ・ライフライン・インフラの強化
- ・救助体制・救急救命を強化する施策・防災DX
- ・被災者支援、災害関連死防止の対策



## 南海トラフ



気象庁資料より





## 南海トラフ巨大地震の被害想定 (R7 最大クラスの地震)

○想定される最新のバージョンを対象に、最新の知見に基づく設計手法の見直しや地形データの更新、建物の耐震化等の現在の状況等も踏まえて、被害想定を見直し  
 ○これまでの被害の想定は、一定程度あるものの、強い揺れや津波が広域で発生することにより、膨大な数の死者や建物被害、全国的な生産・サービス活動への影響等、甚大な被害が発生

	H26被害想定	R7被害想定
死者数	約21.6万人～約22.2万人 (津波被害想定約20%)	約17.7万人～約22.8万人 (津波被害想定約20%)
建物被害	約1.7万人	約7.3万人
津波	約11.6万人～約12.0万人 (津波被害想定約20%)	約9.4万人～約21.5万人 (津波被害想定約20%)
被害の広がり	約1,071人	約9.9万人
生体被害の被害	約250.4万頭	約235.0万頭
畑	約1,540万平方メートル	約122.9万平方メートル
水田	約1.4億平方メートル	約1.8億平方メートル
加齢水田	約5.7万平方メートル	約76.7万平方メートル
電力(発電機出力)	最大 約2,710万キロワット	最大 約2,950万キロワット
通信設備(下通線設備)	最大 約930万回線	最大 約1,310万回線
避難者数	最大 約950万人	最大 約1,230万人
避難不足(13日経過後)	最大 約1,200万頭	最大 約1,990万頭
商業被害の被害	約100.5億円	約224.9億円
経済活動への被害	約4.7億円	約45.4億円

※この被害想定については、過去被害(過去の南海トラフ巨大地震)の被害想定(被害想定)と、最新の知見に基づく設計手法の見直しや地形データの更新、建物の耐震化等の現在の状況等も踏まえて、被害想定を見直し、膨大な数の死者や建物被害、全国的な生産・サービス活動への影響等、甚大な被害が発生  
 ※この被害想定は、一定程度あるものの、強い揺れや津波が広域で発生することにより、膨大な数の死者や建物被害、全国的な生産・サービス活動への影響等、甚大な被害が発生

## 南海トラフ巨大地震の被害想定 (R7 時間差を置いて発生する地震の被害、地域特性に応じた被害)

○過去の南海トラフ巨大地震では、時間差を置いてM9クラスの地震が発生した事例(北北西-南南東方向)が知られており、「南海トラフ地震」の発生時刻(発生する時刻)のずれが、その被害を大きく左右する可能性がある  
 ○被害想定が異なる場合、地震の揺れや津波の被害は、最大クラスの地震の揺れや津波を大きく超える可能性がある  
 ○水深1m以上の津波に襲われて2回被害を受ける地域も存在  
 ○また、行方不明から、施設被害、民間企業、地域、住民への被害、被害の発生を抑制するための材料として、地域特性に応じた被害想定が必要。被害想定が多岐にわたることから、内・外観の主要な被害に分類する可能性がある

### 時間差を置いて発生する地震の被害想定

東側半群れ / 西側半群れ

群れによる被害想定	先発地震 被害想定	後発地震 被害想定
津波による死者(津波被害想定による死者) 約20,000人	約104,000人	約13,000人
津波による被害(上記に加え、施設・民間企業・地域・住民への被害)	約20,000人	約700人

### 地域特性に応じた被害想定

大都市圏の中心市街地

- 人口が密集し、被害を受ける、被害想定(死者)が200人以上、死者数が多い、且つ、被害想定(死者)が200人以上、死者数が多い
- 高層ビルが密集し、被害想定(死者)が200人以上、死者数が多い

沿岸部の工業地帯

- 工場や倉庫が密集し、被害想定(死者)が200人以上、死者数が多い
- 工場や倉庫が密集し、被害想定(死者)が200人以上、死者数が多い

山間部、半島、離島

- 人口が少なく、被害を受ける、被害想定(死者)が200人以上、死者数が多い
- 人口が少なく、被害を受ける、被害想定(死者)が200人以上、死者数が多い

海沿いのリゾート地

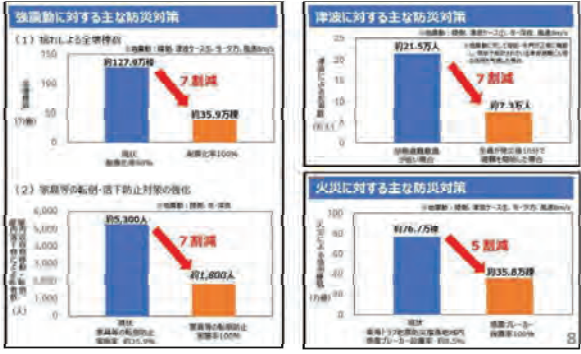
- リゾート地や観光地が密集し、被害想定(死者)が200人以上、死者数が多い
- リゾート地や観光地が密集し、被害想定(死者)が200人以上、死者数が多い

観光地、観光客の被害

- 観光客が密集し、被害想定(死者)が200人以上、死者数が多い
- 観光客が密集し、被害想定(死者)が200人以上、死者数が多い

## 防災対策の効果試算

○防災対策を推進した場合に減らされる被害額を試算  
 ○建物の耐震化や津波からの早期避難など、個人でも取り組める対策により、被害が大幅に軽減することが見込まれる。



## 地域防災の鍵は？

- 防災・減災文化の醸成
- 「生きる力」を育む
  - 価値の共有
  - マニュアル主義からの脱却

## 具体的に実施すべき主な対策(1)

○新たな被害想定や近年の社会変化、令和6年能登半島地震等の近年の自然災害の経験や教訓等を踏まえて、今後実施すべき防災対策を打ち出す  
 ○超広域かつ甚大な被害が発生する中で、人的・物的リソースの不足等の困難な状況が想定され、行政による対応だけでは限界がある中で、あらゆる主体が力を合わせて災害に臨むことにより、地震・津波から命と社会を守ることに、直接的被害から間接被害までを幅広くカバーし、「生活や社会経済活動を早期に復旧すること」の実現が極めて重要

### 社会全体における防災意識の醸成

- 基本的な考え(「備え」から「備え」)
- 災害発生時の対応(「備え」から「備え」)
- 津波からの避難に関する適切な避難行動の周知徹底
- 震災時の避難に関する適切な避難行動の周知徹底
- 震災時の避難に関する適切な避難行動の周知徹底

### 被害の絶対値低減等のための強化・耐震化、早期復旧の推進

- 臨時対策、臨時復旧等の実施
- 不慮に発生する地震等の被害に備えるための強化・耐震化
- インフララインの強化・耐震化
- 早期復旧の推進

## 具体的に実施すべき主な対策(2)

### 被災者の生活環境の整備

- 基本的な考え方(「備え」から「備え」)
- 被災者の生活環境の整備
- 被災者の生活環境の整備
- 被災者の生活環境の整備

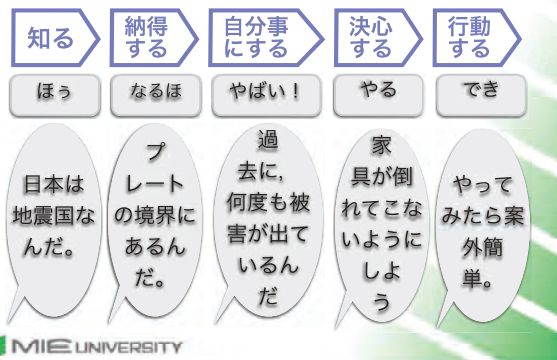
### 防災DX、応援体制の充実等による災害対応の効率化・高効率化

- 防災DX、応援体制の充実等による災害対応の効率化・高効率化
- 防災DX、応援体制の充実等による災害対応の効率化・高効率化
- 防災DX、応援体制の充実等による災害対応の効率化・高効率化

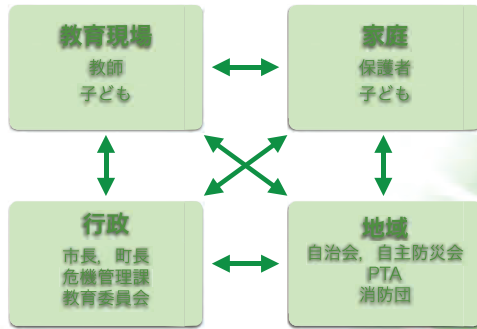
## 「生きる力」を育む

- 感じ、考え、行動する力
- 生き残る
  - 生きのびる
  - 元に戻して次につなげる

## 行動するためのプロセス



## 価値の共有



## マニュアル主義からの脱却

マニュアルは万全にはならない

- ・マニュアルは作るプロセスに命が宿る
- ・自然災害は想定が困難

BCP的考え方をもつ

- ・限られた資源で最大の効果を上げる
- ・優先順位をつける

## 継続するために

目標管理型訓練の導入

- ・分かりやすい、訓練目標の設定
- ・職員の100%がAEDを使えるように
- ・10分以内で校庭に避難できるように

生活に防災視点を

- ・犬の散歩に避難コースと避難場所を入れる
- ・衣替えに防災グッズのいれかえも

## 防災のキーワード

- ・ヒト：誰がやるの？  
地域のリーダー、行政、教員、子供たち、外部アドバイザー
- ・モノ：何を使って？  
まちあるき、図上演習、実動訓練、ストローハウス
- ・コト：どんな枠組みで？  
地域のイベント、学校行事
- ・バ：どこで？  
小学校区、中学校区、学校の立地する区、
- ・カネ：いくら使って？  
自己資金、補助金、民間の資金

## 防災・減災文化づくり

本音と建前を使い分けず、当たり前につづけてゆくこと。

## 継続すること

学校・事業所：継続は得意、建前に注意

- ・防災訓練、防災研修

地域：継続は可能だが、マンネリ化

- ・防災訓練、防災講演会

家庭：継続が苦手、生活優先



多様な主体による防災  
対策の実例

三重県内の取組み

## まとめ

- ・災害は、**想定どおりには発生しない**
- ・出来る限り**いろいろなイメージ**を持ち、臨機応変に自分で対応する能力が必要
- ・そのために「答え」を知る教育・対策ではなく**答えに至る「プロセス」**を大切に**する教育・対策**に重点を置くこと
- ・**地域特性をきちんと考慮**した教育・対策を
- ・**繰り返し、継続して実施**すること

おわり  
 ありがとうございました。  
 Thank you very much.



阪神・淡路大震災

- すし詰めの生活空間(大事な話ができない)最低でも1人あたり畳1枚は欲しい
- 劣悪な設備(堅い床、冷暖房・風呂なし、少ないトイレ)
- 初期、物資はほとんど来ない



新潟県中越地震

- 阪神大震災の教訓から、通路の確保ができています。
- 中山間地特有の助け合いが顕著だった。一方で、男社会の弊害もあった。
- 劣悪な設備や初期の物資不足はあまり変化なし。



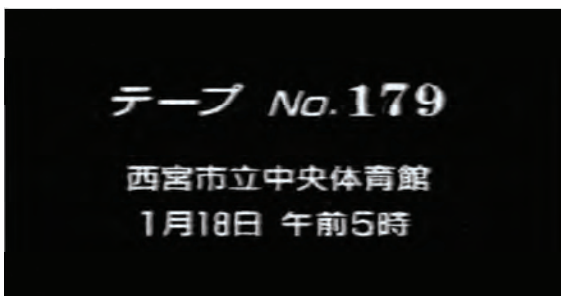
応急仮設住宅@穴水陸上競技場

避難所の実態について  
 ~能登半島地震を踏まえて

震災がつなぐ全国ネットワーク(震つな)顧問  
 災害ボランティア活動支援プロジェクト会議(支援P)幹事  
 愛知県被災者支援センター長  
 被災者支援ボランティアセンターなごや運営委員  
 清流の国ぎふ防災・減災センターコーディネーター  
 認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)代表理事

認定NPO法人レスキューストックヤード(RSY)代表理事  
 栗田暢之

実際の避難所の様子



東日本大震災

- 寒さとの闘い。低体温症での犠牲。
- 逆に、灯油タンク(だるまストーブ)・プロパンガス・自家水道で難を逃れた地域も。
- 劣悪な設備や初期の物資不足はあまり変化なし。
- 原発事故による大混乱。



熊本地震

- 青空避難・軒先避難・車中泊・・・
- 最も長く避難した場所は、「自動車の中(ご自宅の駐車場や周辺の道路)」が36.2%(831件)で最多。
- 災害関連死(218人・直接死の4倍超)



RSYによる支援(2007年の地震で支援にあたった穴水町へ)  
 1月1日地震直後、穴水町関係者に電話「前回は全然違う、壊滅状態だ」  
 1月3日、ピーク時で約350名の避難所にもなった「穴水町さわやか交流館ブルー」(館内には穴水町社協事務所もあり)を拠点として支援を開始

- 1月3日13:00頃、珠洲市への先遣を済ませ、ブルーに立ち寄る
- 1階4つの各室内に過密状態で雑魚寝、玄関口ビールの床の上にも点在
- 誰もが恐怖と不安の表情、余震があるたびに悲鳴とため息「もういい加減にして」
- 町職員・社協職員が疲れ切った顔つきで、避難者対応に奔走
- 懇意の社協職員に「応援に来たよ」というと涙を浮かべられた

●1月4日早朝、RSYボランティア第1便が到着し、支援活動を本格稼働

電気・水道・ガス・通信・給油・・・ほぼすべてが断絶、外からの支援も道路寸断でままならない



## 災害時の食



## 【出す】

- 1月4日までは町や社協職員が対応→「やられた感」「二度とたくない」「仕方がない」
- 1月4日に防災・減災について20年ほど学び続けた精鋭部隊が、突っ込んで処理し、便器・床・壁隅々まで消毒、その後、
  - ① 便器にビニール袋を2枚重ね
  - ② 新聞紙(全面の1/2を四折り)を敷く
  - ③ その上で用を足したのち凝固剤をかける
  - ④ 新聞紙を敷く
- ・・・これを繰り返し、一杯になったら1枚目のビニール袋だけ取り出し口を結んで可燃物へ。これを避難者に何度も研修、貼り紙も作成・・・1週間後は劇的に清潔なトイレへ
- 避難者の中から自発的に「トイレ係」が生まれ、1日5回程度巡回してより清潔に新聞紙の四折りも避難者自身が折った

外部のボランティアがすべてやってしまったら、避難者の自主的な運営にはつながらない



## 災害直後のトイレパニック

凝固剤  
断水時非常に有効



## 【食べる】

- 1月4日から炊き出し開始
- 大釜等炊き出し用品、調理資材、配膳資材、食材、水、燃料、テント等すべて持ち込み
- 1月5日に「オーガニックアクションズ(埼玉・長野のシェフ)」が合流  
施設入口を「キッチン専用」の区画とし、他の避難所にも届けるなどして1日最大1500食を提供  
プロの料理なので、温かく、栄養バランスも考慮され、飛躍的に改善した
- 一部の地域では自衛隊による炊き出し支援、町も懸命に対応されるも主に備蓄食の提供
- キッチンカーや外部からの炊き出し支援も徐々に入った。その調整も専用フォームで民間が調整
- 2月27日「セントラルキッチン」開始
- 地震当初から毎週開催していた穴水町・穴水町社協・NPOとの三者協議の場において、「なかなか担当が届かない」事態の解決策として、町内での「セントラルキッチン」の設置が災害救助法により実施可能となり、職を失った地元料理人が町の管理栄養士の献立に基づき専用の厨房で調理し、温かい弁当を届けた

能登半島地震においては、民間が避難者の食を支えたといっても過言ではない



## 【穴水町】NPO等と連携したセントラルキッチン方式による炊き出しの実施

- 穴水町では、避難生活が長期化する中で、避難者に栄養バランスの取れた食事を提供するため、町有施設の厨房を活用した仮設セントラルキッチンを整備し、ここを拠点として炊き出しを実施。(2月27日～)
- 持続可能な運営形態を確保するため、地元料理人を雇用するとともに、高機材、食材費、人件費等には災害救助法を活用
- 準備にあたっては、すでに穴水町で炊き出しを行っていた県外のNPOやボランティア料理人が町役場に全面的に協力

### <取組のポイント>

- セントラルキッチンは、市内の「林業センター」の厨房を活用、冷蔵庫、鍋・釜等の高機材を新たに購入
- 料理人は、被災した町内飲食店の調理師も兼ねて、地元飲食店組合の事業者から募集、派遣スタッフを雇用
- 献立は、町の管理栄養士が、支援物資(アルファ化米や缶詰)を活用して立案、食材は、地元スーパーから調達
- 町内の避難者(避難所、在宅)全体の配膳計画を検討し、小規模避難所や在宅避難者向けにも配膳を実施
- 町役場主導の取組だが、NPO(レスキューストッカード)、県外のボランティア料理人らが全面的に協力。また、災害救助法の活用について内閣府EJリソが助言

### <取組状況> (3月6日時点)

- 全10人程度の料理人が、5人程度/日のシフト制で従事、
- 毎日150食程度を調理、避難所及び集会所等(在宅避難者向け拠点含む)の約5~10カ所に配達、
- NPOが支援していた避難所からも炊き出し・配達を実施、
- 穴水町内での自衛隊の炊き出しは3月3日で終了、

全国初の取り組みとして「能登半島地震におけるボランティア・市民活動の実態と今後の期待」として、内閣府防災(普及啓発・連携担当)が紹介





排泄後は、凝固剤を適量振りかける。  
その後のエチケットとして、新聞紙をのせておく。  
これで、次の人が不快にならずに使えます。

排泄後はこのように新聞紙を1枚のせておくだけで、次の人の使用感が違います。

## トイレ講習会の開催



みんなこのままじゃだめだ！  
と思っていた  
ロコモ力は効果絶大、やれる人がやれることを  
4日後には\*\*\*\*\*



74

## ゴミ箱・手洗い場を整える



## 寝床

雑魚寝・フラット・硬く冷たい・粗末な寝具！



76

## 数が足りない！在宅避難者等避難者のトイレ確保 仮設トレイ(震災から4日・4基設置)



### 【寝る】

- 1月4日ボランティア第2便で段ボールベッドを搬入
- 社協職員の瞬時の判断で鍵がかかっていて避難者が入っていなかった一室を「福祉避難室」と貼り紙をし、全盲の方、車いすの方など、福祉的配慮が必要な方専用で使用していた。まずはここから導入。他の小規模自主避難所にも、要支援者を中心に設置。
- やがて官民からの支援でまとまった数の段ボールベッドやパーティションを活用し、対応

そもそもモノがない・数がそろわないと配布しにくい  
時間の経過とともに「今さら要らない」と言われたりもしたが、看護師の「魔法」で使用することに  
自分で寝起きできることで、自尊心・活力の維持向上に



21

### スフィア基準とは



#### スフィアは失敗から生まれた

90年半ば、200以上の支援団体・機関が集結したアフリカの紛争に伴う支援キャンプ(避難所)で、予防可能な感染症(赤痢、コレラ)で8万人以上が死亡するという惨事が発生。支援関係者による原因分析と今後の在り方に関する評価実施。

#### 基本理念

- 被災者が尊厳ある生活を送るために支援者が実践すべき工程を示す「人道支援の必須基準(CHS)」と支援分野ごとの「最低基準」で構成。
- 最低基準はすべて定量的で数字はない。
- 例) トイレへのアクセスと使用

#### 特徴と構成

- 特定のサービスをどう提供するのを示した「ハウツー本」ではない。
- 被災者が尊厳ある生活を送るために支援者が実践すべき工程を示す「人道支援の必須基準(CHS)」と支援分野ごとの「最低基準」で構成。
- 最低基準はすべて定量的で数字はない。
- 例) トイレへのアクセスと使用

#### 基本指標(最低基準の実現に向け参照する指標)

共用トイレの割合→20人以上につき最低1つ/男女比1:1

住居と共用トイレの距離→最大50メートル

安全や安心に関する指標例(施設の可否、適切な照明の有無、女性や少女による安全であるかどうかの評価や割合等)

- 日本での公認普及協力団体(Sphere Focal Point): 支援の親とアカウンタビリティ向上ネットワーク(UQAN)

不十分なニーズ把握  
場当たり的、調整されていない  
統一的な基準/指標の欠如

「支援の質」に関する基準づくへ  
世界各地で使用されることを目指し、  
球体・地球を指す「Sphere スフィア」  
をプロジェクト名に採用。

スフィア基準	
人道支援の必須基準(CHS)	技術系
9つのコミットメント	実践分野ごとの最低基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 人道支援の必須基準(CHS)</li> <li>2. 人道支援の必須基準(CHS)</li> <li>3. 人道支援の必須基準(CHS)</li> <li>4. 人道支援の必須基準(CHS)</li> <li>5. 人道支援の必須基準(CHS)</li> <li>6. 人道支援の必須基準(CHS)</li> <li>7. 人道支援の必須基準(CHS)</li> <li>8. 人道支援の必須基準(CHS)</li> <li>9. 人道支援の必須基準(CHS)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働時間(4)</li> <li>・ 燃料と食料(14)</li> <li>・ 避難所(6)</li> <li>・ 保健医療(18)</li> </ul>
人道基準・権利保護の原則	

18

75



77

## 居住スペースは土足禁止



## 履物はレジ袋、段ボール等活用



78

### ●穴水中学校

※ 1月22日の学校再開に向け、教室内の避難者(78名)を剣道場に、JAのとへの避難者(20名)を柔道場へ移動いただいた

- 剣道場と柔道場の図面を、レイアウトを作成(町の担当者とともに)
- まずは冷たい床の養生、段ボールベッドの組み立て、パーティションの設置、毛布等の支給
- 避難者にも有志を募り、大いに手伝っていただいた
- 移動が完了した夜、避難者間でミーティングを開催
- 「外トイレ」「中トイレ」「モップ係」「ゴミ係」「配膳係」等に分かれ、活動方針を発表
- 外トイレの水は、「川から」雪を溶かして」「応急水道官からの漏水」・・・何でも活用

ここから避難者自身の運営がはじまった



27

### ●体調不良者・要支援者への対応

- 当初からRSYボランティア看護・福祉チームと藤田医科大学専門職チームが帯で現地入り、寝たきりなどの要支援者対応や「コロナ・インフル・ノロ」すべて出た対応(職員やボランティアも)で、別室の設置、予防の周知等、専門性をいかんなく発揮いただいた



最初の1か月はとにかく「生きるだけで精一杯」

「在宅避難者」へも厚労省「被災高齢者把握事業」による戸別訪問を実施 (JVOADが受託、5市町で約4,000人の支援員が約15,000人の状況を把握)



足湯の「つぶやき」

『神も仏もない希望もない。いつ死んでもいい』『ため息と愚痴と涙しが出ん。長生きして損したな』ともに90歳代・女性

### ●車中泊避難者への対応

トヨタ自動車より提供いただいた「車中泊避難ヘルプBOOK」「着圧ソックス」を配布しながら、エコノミークラス症候群の注意喚起の声かけ

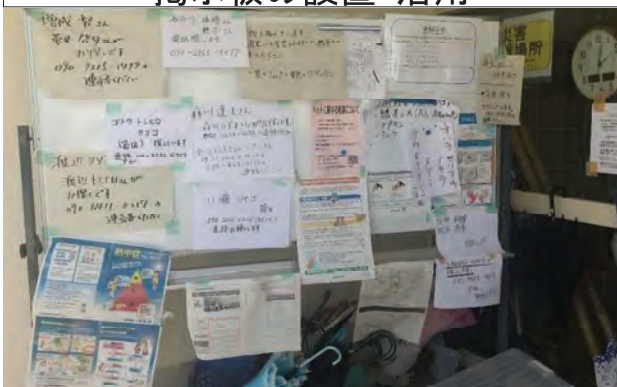


28

## ゴミ箱の設置(分別・蓋つき)



## みんなが知りたい情報をまとめる 掲示板の設置・活用



79

## 物資スペース



## 洗濯・物干しスペース

洗濯機・物干しセットは災害救助法の適応で購入できます



81

幼児・小学生の遊び場スペース



妊婦休憩・授乳室



受験生勉強部屋スペース



更衣室



## ペットスペース



ケージに入れて  
決められた場所で飼育

廊下やホールで、ペット同伴  
希望世帯がまわって居住

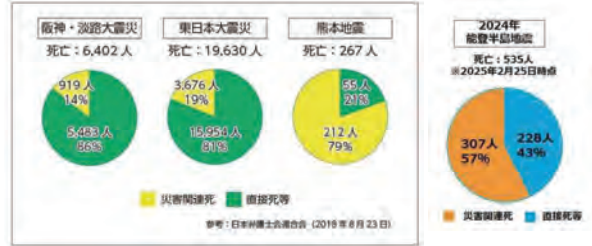
使っていない教室を2室開放  
ブルーシートを引き、ペット専  
用スペースに

山崎新聞デジタル 7/21(土) 13:14(5) 読み引用  
<http://headlines.yahoo.co.jp/hil?h=20150721-00010002-sampo-13-view-000>



## 直接死・災害関連死をどう防ぐか

災害関連死とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(2025年3月南海トラフ地震被害想定改定→2.6~5.2万人)



## 2つフェーズのいのちをどう守るか

直接死228人・災害関連死※377人(内、「移動(悪路・長時間)で心身負荷57人」)  
→計605人+行方不明2人  
→+豪雨直接死16人・災害関連死1名(2025年6月30日現在)



避難者の活動量(家事・参加の機会)を減らさない環境を作る  
生活環境の維持・向上/避難者の心身の活発化/尊厳の保持  
=「災害関連死」防止につながる、生活再建への助走をつける



避難者が運営に**参加**しやすい環境・雰囲気をつくるか



## 避難所が在宅避難者の支援拠点に



## まとめ

悩み苦しむ被災者に何が出来るか?

- ・「忘れない」できることで協力する・息長く・生の声から学ぶ」
- ・いつでもボランティアの受け入れは可能(お問い合わせ下さい)

能登半島地震は他人事ではない!

- ・「自ら備える・助け合う・支え合う『受援力』も」
- ・2つのフェーズのいのちをどう守るか  
 災害直前・直後のいのち...適切な避難判断・耐震化・室内の安全対策...  
 災害後...避難生活の環境改善「食べる・出す・寝る」「地域力に勝るものなし」

【参考】内閣府「避難生活支援リーダーサポーター研修」  
本研修は今後10年間で全自治体で実施したい意向。2023年・開市、2025年・下呂市(予定)  
<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/bousai-vo/hinanseikatsusien/html>



## ワークショップの流れ

- 1 自己紹介
- 2 事例紹介（再現動画）
- 3 個人で考える
- 4 グループで話し合う
- 5 全体共有

## 自己紹介

1. 名前
2. 所属（自主防災組織）
3. 自主防災組織で行っている活動

※一人 **1分**で紹介してください。

86

## 個人で考える

### ■ 個人の意見を付箋へ書く

- 黄** → 被災者の気持ち、心情
- ピンク** → 気になったこと、課題だと思うこと
- 青** → あなた・私たちがお手伝いできそうなこと
- 緑** → 協力して欲しいヒト、必要なモノ

※ポイント：自分事として考えてみる

付箋1枚につき  
1つの意見を  
大きく書く

各色付箋  
それぞれ3枚  
以上書く

## グループで話し合う

### ■ ①から順番に全員の意見を共有しあう

- 黄** ① 被災者の気持ち、心情
- ピンク** ② 気になったこと、課題だと思うこと
- 青** ③ あなた・私たちがお手伝いできそうなこと
- 緑** ④ 協力して欲しいヒト、必要なモノ

### ■ 模造紙にまとめていく

同じような意見をまとめる。並べ替え・色分け・装飾

88

## 事例紹介（再現動画）

A



足の悪い高齢の男性

B



リウマチをもつ女性

※リウマチ：免疫の異常により、主に手足の関節が腫れたり痛んだりする病気

## グループで話し合う

### <留意事項>

- ひとりで長くしゃべらない
- 話している人のことを見て聞く
- 否定や反論をしない
- グループのメンバー全員で話し合う



## 役割分担と事例選択

### ■ 役割分担をする

- **進行係**：話し合いの進行をする
- **記録係**：付箋の並べ替え、まとめの書き出し・装飾
- **発表係**：全体共有で発表する

### ■ グループで話し合うテーマを決める

- A** 足の悪い高齢男性
- B** リウマチをもつ女性

87

## 全体共有

### ■ 各グループ紹介発表

- 1グループ **3分程度**で発表
- **特に伝えたい内容**、グループで工夫した点を紹介



89